

魚沼基幹病院ホームページバナー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、魚沼基幹病院広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び魚沼基幹病院広告掲載基準（以下「基準」という。）に基づき、魚沼基幹病院が公開、管理するホームページのトップページ（以下「病院ホームページ」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定める。

(広告の種類及び範囲)

第2条 病院ホームページに掲載する広告は、バナー広告（病院ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

2 同一の広告主が同時に2枠以上の広告を掲載することはできないものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、病院ホームページの最下部に設置する。

2 広告の掲載枠数は最大12枠とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等は次のとおりとする。

(1) 大きさは、縦100ピクセル、横320ピクセルとする。

(2) 形式は、GIF・PNG又はJPEG形式で静止画とする。

(3) デザイン及び色彩は、病院のイメージを損なわないものであること。また閲覧者の視覚的負担が大きくないものであること。

(4) 広告に表記できる内容は、広告主、商品、サービス、所在とする。ただし、前記のものと同等のものは表記可能とする。

2 次の表記等は禁止する。

(1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

(3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）

(4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

(5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(6) 病院ホームページのコンテンツの一部かのように誤解を与えるもの

(7) 広告主、商品、サービス、所在の確認又は判別が困難なもの

(広告の掲載料等)

第5条 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円(消費税を除く)とする。

2 広告掲載料の支払いは、申込期間に関わらず掲載日前日までに一括して支払うものとする。

(広告の掲載期間等)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月から希望する期間までとする。

2 広告掲載の開始日は月の初日とし、終了日は終了月の翌月開始日の前日とする。

ただし、広告掲載開始日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日又は12月29日から翌年1月3日までにあたる場合は、その翌日とする。

(広告の募集方法及び申込方法)

第7条 広告の募集は病院ホームページ等により行う。

2 病院ホームページへの広告記載を希望する場合は、魚沼基幹病院ホームページバナー広告掲載申込書(様式1)(以下「申込書(様式1)」という。)にて申込みをするものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 魚沼基幹病院病院長(以下「病院長」という。)は、前条の申込みがあったとき、要綱、基準、本要領及び魚沼基幹病院ホームページリンクに関する事務取扱要綱に基づき、広告主及び広告を審査し、掲載する広告を決定する。

2 前項の決定は、魚沼基幹病院ホームページバナー広告掲載決定通知書(様式4)をもって通知する。

3 申込み数が募集枠を超える場合は、次の各号の順に優先し掲載する。

(1) 契約期間が長いもの

(2) 申込み日が早いもの

4 前項各号によっても順位が決まらない場合は、くじにより順位を決定する。

(広告内容等の変更)

第9条 病院長は、掲載が決定された広告においても、広告内容、デザインまたはリンク先のホームページの内容等が次に掲げる事項に該当することとなった場合は、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(1) 要綱、基準、本要領及び魚沼基幹病院ホームページリンクに関する事務取扱要綱に抵触していると判断したとき

(2) 病院長が病院ホームページへの掲載が適当でないと判断したとき

(広告掲載の取消し)

第10条 病院長は、次に掲げる事項に該当する場合は、広告の掲載を取消し、又は一時停止をすることができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき、又は納付する見込みのないとき
- (2) 指定する期日まで広告原稿の提出がないとき
- (3) 広告内容、デザインまたはリンク先のホームページの内容等が、要綱、基準、本要領及び魚沼基幹病院ホームページリンクに関する事務取扱要綱に抵触していると判断したとき
- (4) 前各号に規定するもののほか、病院ホームページへの掲載が適当でないと判断したとき

(広告原稿等の変更及び決定について)

第11条 広告主がやむを得ない事情により、広告の原稿又はリンク先ホームページの変更を求める場合は、魚沼基幹病院ホームページバナー広告掲載変更申出書(様式2)にて申し出をするものとする。

- 2 病院長は、前項の申し出があったとき、要綱、基準、本要領及び魚沼基幹病院ホームページリンクに関する事務取扱要綱に基づき、広告を審査する。
- 3 第1項の決定は、魚沼基幹病院ホームページバナー広告掲載変更決定通知書(様式5)をもって通知する。

(広告掲載の取止め)

第12条 広告主の都合により広告掲載を取止めるときは、魚沼基幹病院ホームページバナー広告掲載取止め届出書(様式3)にて届け出をするものとする。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取止めた場合は、広告主から納付された広告掲載料は返還しない。

(広告主の責任)

第13条 広告内容、デザインまたはリンク先のホームページの内容等に関する一切の責任は広告主が負うものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、病院ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、病院長が定める。

附則

(実施期日)

この要綱は、令和3年2月22日から実施する。